

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画（案）

令和6年3月策定

新城市
北設楽郡設楽町
北設楽郡東栄町
北設楽郡豊根村

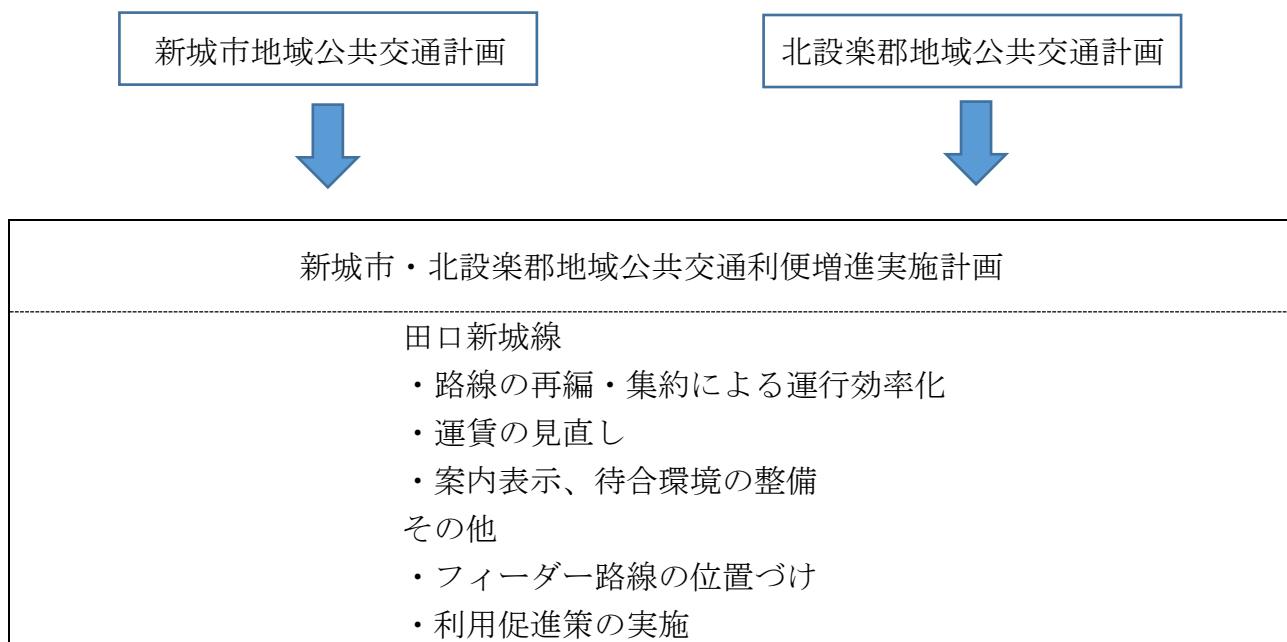
1. 計画の概要

(1) 計画の目的

令和4年3月に策定した「新城市地域公共交通計画」（令和6年3月改訂）並びに令和6年3月に策定した「北設楽郡地域公共交通計画」に基づき、新城市と北設楽郡設楽町を結ぶ当該地域の公共交通ネットワークに欠かすことのできない重要バス路線である田口新城線及びそのフィーダー交通の将来にわたる維持確保、地域住民の利便性向上・利用促進を図るための具体的な事業に関して示す「新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という）を根拠法令とし、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の実施計画として位置づける。



(3) 計画期間

令和6年度から令和10年度の5年間

本計画については、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の期間内において、その進捗状況、社会状況等を踏まえ必要な見直し・変更等の検討を行う。

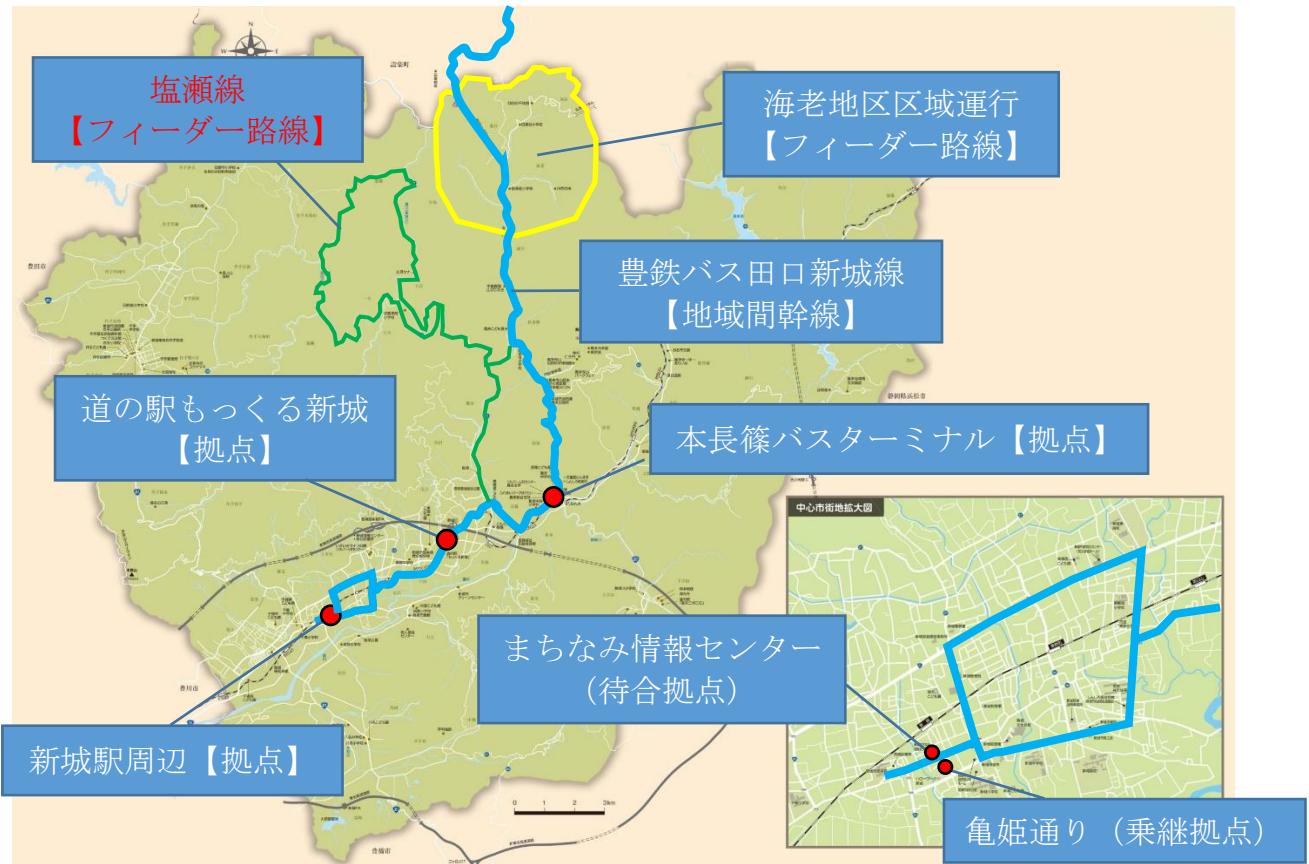
計画名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
新城市地域公共交通計画							
北設楽郡地域公共交通網形成計画							
北設楽郡地域公共交通計画							
新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画							

※新城市地域公共交通計画は、令和5年度に改訂し、計画期間を2か年延長。

(4) 計画の区域

【新城市】

- ・新城市的**全域**



【北設楽郡】

- ・北設楽郡設楽町・東栄町・豊根村の全域



（5）地域公共交通計画に定められている利便増進事業に関する事項

【新城市】

新城市地域公共交通計画

○基本理念

- ひと 地域公共交通を支える“ひと”を育みます
- ちいき 安心して住み続けられる“ちいき”の移動手段を確保します
- まち 活力にあふれる“まち”の公共交通をつくります

○基本方針

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

方針 1	暮らしに即した地域公共交通をつくる
	1－1 地域共創型公共交通システムの確立
	1－2 既存路線の見直し
方針 2	大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる
	2－1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
	2－2 公共交通主要拠点の整備
	2－3 公共交通主要拠点間の接続
方針 3	持続可能な地域公共交通をつくる
	3－1 モビリティ・マネジメントの実施
	3－2 公共交通の利用促進
	3－3 公共交通の利便性向上・改善

○新城市における公共交通ネットワーク形成方針

本市における公共交通の中心的な拠点（中心市街地主要駅であるＪＲ飯田線新城駅及び鳳来地域の中心核に位置する本長篠駅、大都市圏へとつながる高速バス路線が乗り入れる「道の駅もっくる新城」）の整備、主要拠点間の移動効率性の向上、生活交通の軸となるバス路線の維持及び地域の特性に合った地域の移動手段との接続により、市内外を問わずおでかけに使いやすい公共交通ネットワークをつくる。

○利便増進事業の位置づけ

新城市公共交通計画に記載された公共交通施策一覧		対応する 本計画の実施項目
方針	公共交通施策	
1-1	(1) 地域公共交通の現状を共有します	
1-1	(2) 地域共創型公共交通システムの適宜改善を図ります	
1-2	(3) Sバス作手線の見直しを行います	
1-2	(4) 新城市役所の前にバス停を設置します	1
1-2	(5) 新しい鳳来総合支所にバス停を設置します	
1-2	(6) 各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段を確保します	2
2-1	(7) 大都市圏と新城の双方向で旅行商品を絡めた企画乗車券等の拡充を図ります	
2-1	(8) 高速バスの付加価値を高めます	
2-1	(9) 高速バス「山の湊号」の利便向上を図ります	
2-1	(10) 東京・大阪への夜行便の乗降可能性について協議します	
2-1	(11) 大都市圏と新城をつなぐ公共交通主要拠点として、道の駅もっくる新城周辺区域を整備します	5
2-2	(12) 中心市街地における公共交通主要拠点として、JR新城駅周辺区域を整備します	5
2-2	(13) 凤来地区の公共交通主要拠点として、本長篠バスターミナル周辺区域を整備します	5
2-3	(14) 公共交通主要3拠点間の移動利便性を高めます	1
3-1	(15) 公共交通の利用促進のためのモビリティ・マネジメントを実施します	
3-1	(16) 地域公共交通の担い手育成につながるモビリティ・マネジメントを実施します	
3-2	(17) 公共交通利用促進のためのPRイベントを実施します	8
3-2	(18) 高齢者の運転免許自主返納を推進します	
3-2	(19) 後期高齢者のSバス利用を無償化します	
3-3	(20) バス・タクシー共通の回数券等を導入します	
3-3	(21) 田口新城線の利便増進を図ります	1, 3, 7
3-3	(22) 利用者にわかりやすい公共交通案内表示を行います	8
3-3	(23) 利用者にわかりやすく使いやすいバス停に改善します	
3-3	(24) 地域住民の公共交通利用につながる拠点整備を支援します	
3-3	(25) 安全運行のための市所有バスの適正管理を行います	
3-3	(26) 土休日のSバス運行を検討します	

【北設楽郡】

北設楽郡地域公共交通計画

○基本方針

「この地に暮らしたい」想いを支える おでかけ環境を創り・守り・育てる

目標① 高校の卒業まで安心して通学できる

目標② 高齢者が安心して暮らし続けられる

目標③ 郡外からの来訪者や新たな利用者の確保

目標④ おでかけ環境を維持可能とするための体制構築

○北設楽郡における公共交通ネットワーク形成方針

北設楽郡では過疎化・少子高齢化の進む中、郡内3町村が協働して住民の通院・通学・買い物などの移動手段を支えるために、北設楽郡総合交通システム「おでかけ北設」を構築し、取り組みを進めてきた。

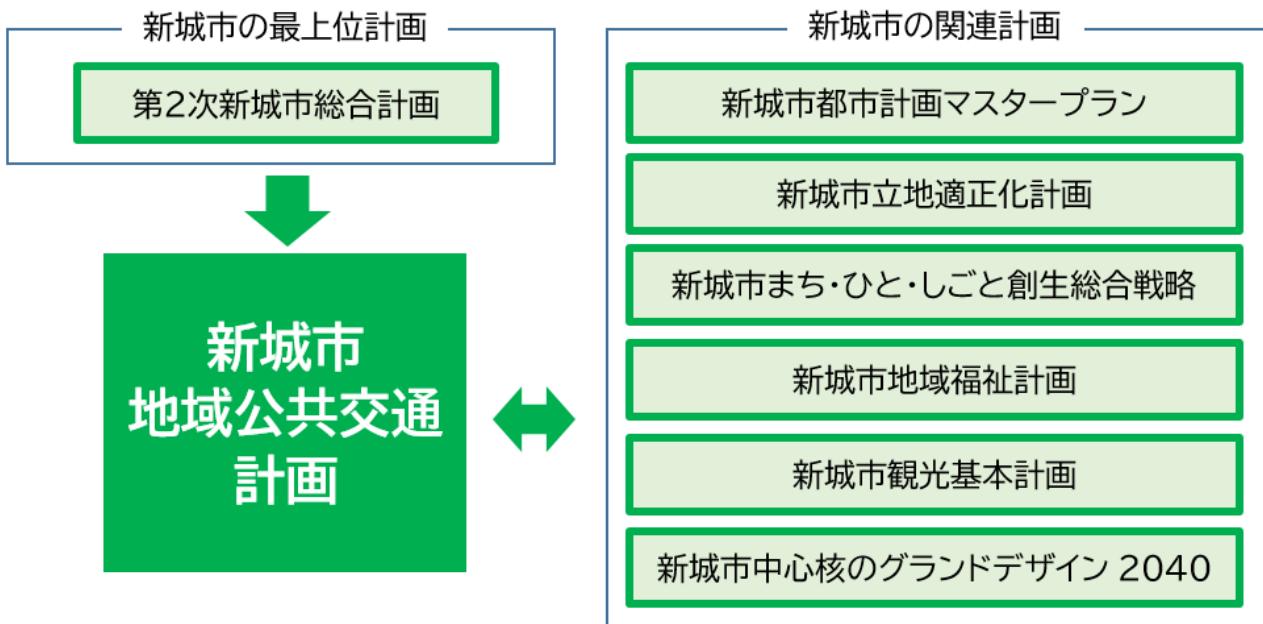
暮らしたいと思う人が暮らせる地域であるために、地域の交通網で支える住民の移動環境の確保に取り組むこととする。

○利便増進事業の位置づけ

北設楽郡公共交通計画に記載された公共交通施策一覧		対応する 本計画の実施項目
目標	公共交通施策	
①②③	基幹バスの運行	
①②③	支線バス・予約バスの運行	7
②	タクシーの運行	
①②③④	バスサービスの評価と見直し	
① ③	田口新城線の活性化	1, 7
① ③	J R飯田線の利用促進	J R飯田線のダイヤに合わせたバスの運行
② ③	公共交通を活用した利用プラン	公共交通による郡内周遊モデルプランの作成・公開
② ③	公共交通に親しみを持ってもらう取組み	バス装飾の実施
		夏休み50円バスの活用促進
②	バス停の魅力向上	田口バスターミナル及びバス停の魅力向上
		デジタルサイネージによる情報発信
② ③	沿線施設と連携したバス利用特典の実施	
③	G T F Sデータを活用した情報化推進	4
③	おでかけ北設HPの見直し	

(6) 地域公共交通計画に定められている都市機能の増進に必要な施設の立地適正化、観光振興、その他の関係する施策との連携に関する事項

【新城市】



○新城市都市計画マスターplan（令和2年度～令和13年度）

- ・利便性が確保された市を中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成を目指します。
- ・自由度や周遊性が高く、住む人、訪れる人、商う人の動機付けとなるような付加価値の高い公共交通を検討します。
- ・市を中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ICに隣接する道の駅もくる新城周辺に交通結節点となるバスステーションを整備します。

○新城市立地適正化計画（令和5年度～令和14年度）

- ・市を中心核及び地域中心核への都市機能を集約・集積、交通ネットワークの形成による「過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる集約型 都市構造」に転換するため、新城市地域公共交通計画に位置づける施策を推進し、公共交通を持続可能な形で維持することを目指します。

○第2次新城市観光基本計画前期アクションプラン（令和3年度～令和5年度）

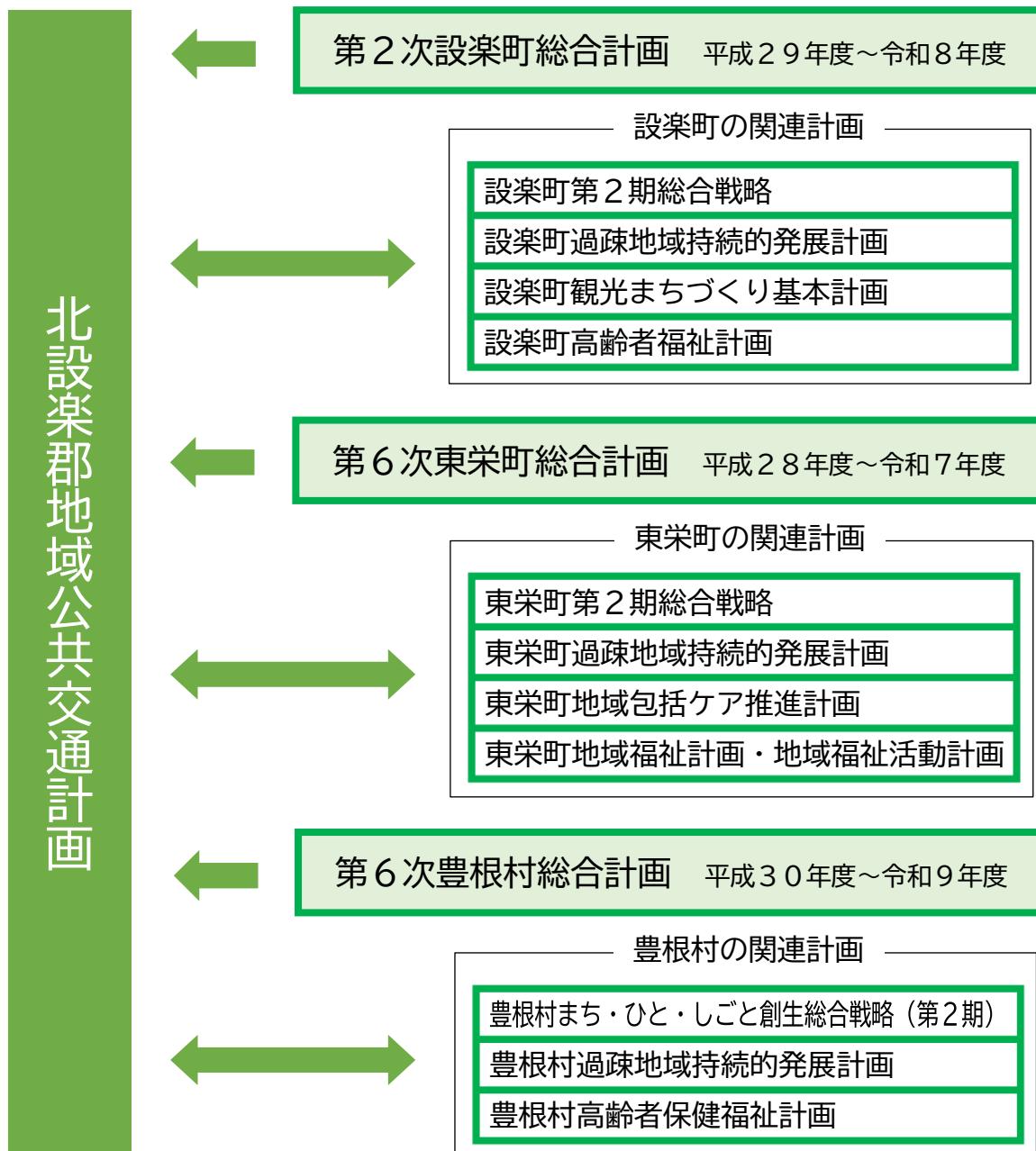
- ・道の駅もくる新城について、奥三河の観光ハブステーションとしての機能拡充を図ります。

○新城市中心核のグランドデザイン2040（令和4年度～）

- ・駅前広場にアクセスする道路や公共交通の乗り換えの場となる結節点等の施設の改善、公共交通の利便性を高めることが重要です。

【設楽町】【東栄町】【豊根村】

北設楽郡地域公共交通計画は、各町村の最上位計画である「総合計画」をはじめとするまちづくりや公共交通の方向性を定めた既往計画等と整合を図るものとします。



(7) 地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体

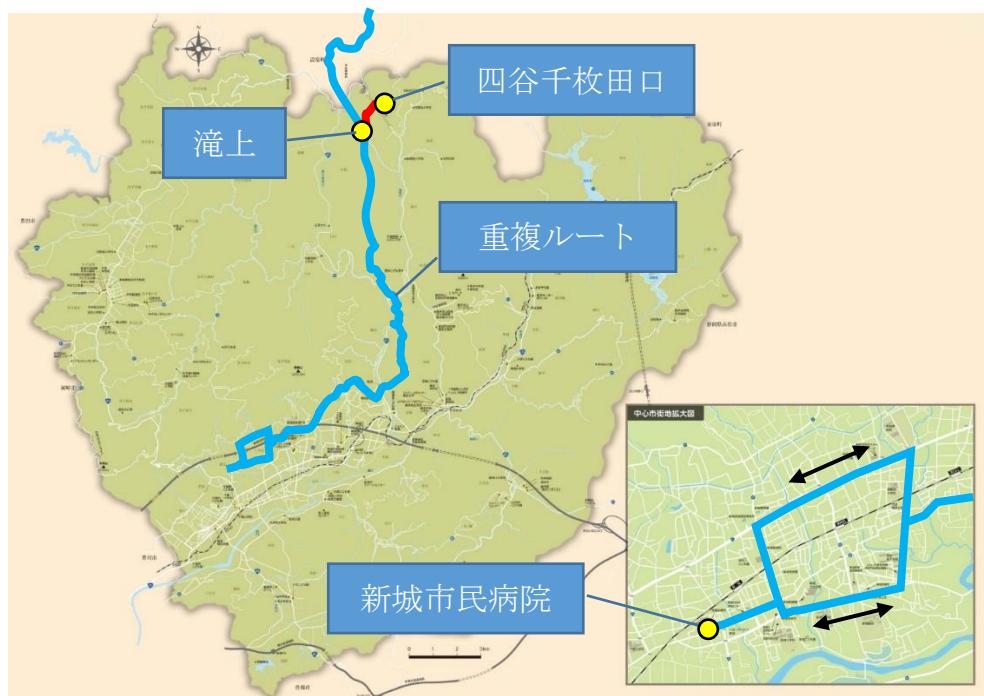
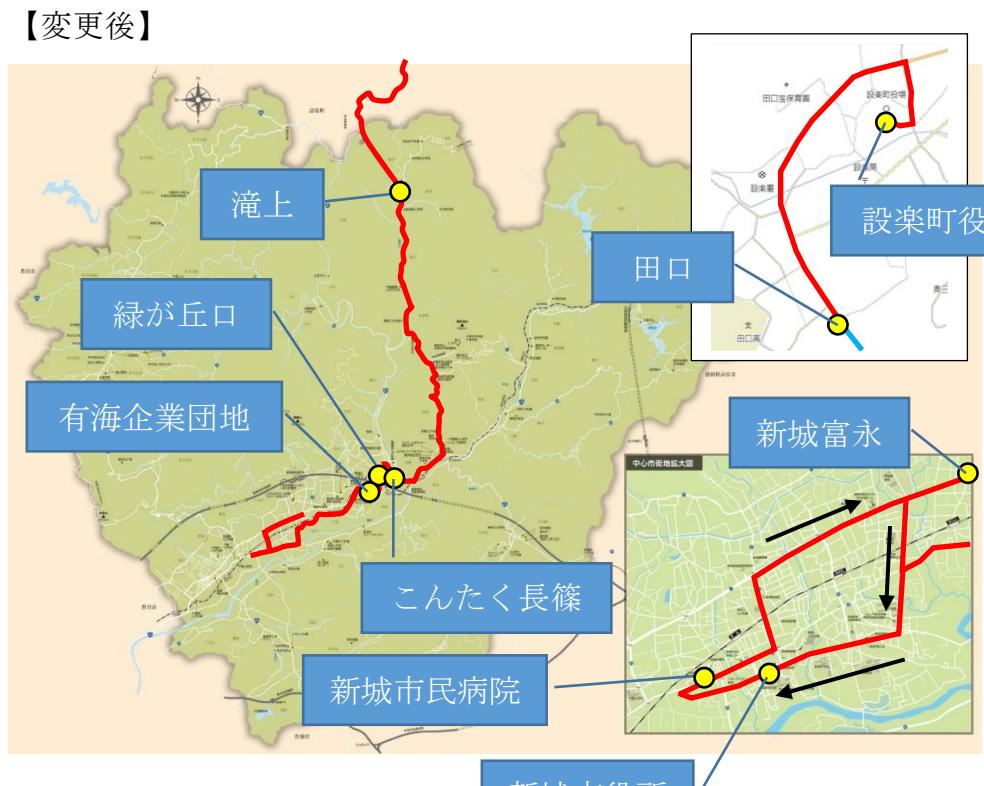
地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）は、地域交通法第2条第13項において、「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」とされている。

本計画に掲げる利便増進事業と地域交通法における事業内容の分類を、以下に示す。

【本計画に掲げる利便増進事業と事業内容の分類】

事業項目		事業内容の分類 【法第2条13号】	
1	田口新城線の路線の集約・再編	イ(1)	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更
2	四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入 田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し	イ(3)	自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
3	田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ(1)	運賃又は料金の設定
4	バス停等の待合環境整備 【規則9条の3 二】 【規則9条の3 三】	ハ	イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの
5	その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築		
6	上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽郡内全路線のG T F S対応【規則9条の3 三】 ・田口新城線へのI Cカード導入【規則9条の3 四】		
7	上記以外の関連事業 ・J R飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルまでの区間の整備 ・三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正 ・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催		

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進事業（全体計画）

実施項目1	田口新城線の路線の集約・再編【法2条第13号イ(1)】
実施年度	令和6年度
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町
事業概要	<p>①四谷千枚田新城線の廃止・田口新城線に統合 ②田口新城線の路線見直し</p> <p>【変更前】</p>  <p>【変更後】</p> 

背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 田口新城線と四谷千枚田新城線の運行経路は、新城市民病院から滝上までの区間が重複している。 四谷千枚田新城線の滝上から四谷千枚田口までの利用は、年間を通じて中学生2名の通学以外はほとんどない。 道路は狭く、他の車とのすれ違いが困難な箇所がある。 運行経路に近接する工業団地及び住宅団地へ現状乗り入れておらず、企業従業員の通勤や地域住民の生活等に不便を生じている。 新城市中心市街地における田口新城線は、時間帯ごとの需要にあわせて旧新城東高校経由、新城有教館高校経由に分けて運行していたが、時間帯により行きたいバス停に行けない等不合理がある。 設楽町役場へのバスの乗り入れがなく、域外等からのアクセス性が不十分となっている。
実施内容 ・効果	<p>①四谷千枚田新城線の廃止・田口新城線に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行経路が重複している新城市民病院から滝上までの区間は、田口新城線に統合し、滝上から四谷千枚田口までの区間を廃止する。 田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入する。 （※実施項目2を参照） <p>②田口新城線の路線見直し</p> <p>（1）新城市中心市街地における路線延長及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間帯ごとの需要により分けていた系統を統合し、効率化及び利便性を確保できるよう運行経路を見直す。 <p>【新城富永バス停、新城市役所バス停を新設】</p> <p>【変更後】</p> <p>※全ての便を時計回りで運行する。</p>



新城富永



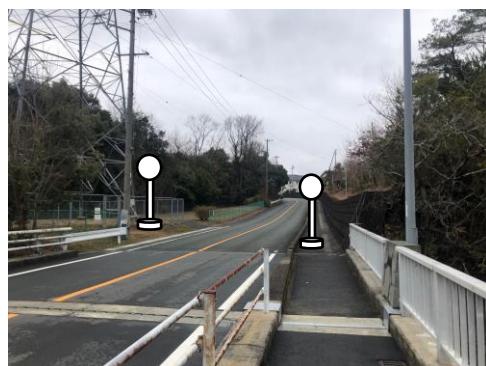
新城市役所

(2) 清井田から大海駅前までの区間における路線延長

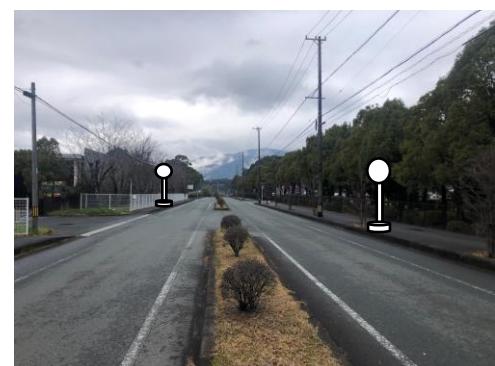
- ・近接する工業団地及び住宅団地への乗り入れにより、企業従業員の通勤と地域住民の利便性向上を図る。

【清井田バス停の廃止、有海企業団地バス停、緑が丘口バス停を新設】

有海企業団地周辺拡大図



緑が丘口



有海企業団地

(3) 観光誘客につながる運行経路に変更

- ・愛知東農協が運営する「こんたく長篠」通るルートに見直し、観光誘客を促す。【こんたく長篠バス停の新設、水上バス停の廃止】

長篠西地区周辺拡大図

大海駅前

水上

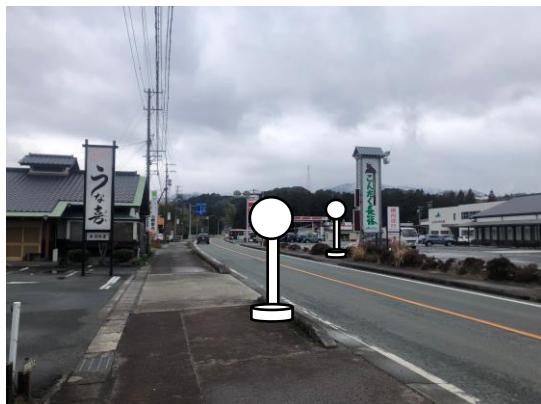
長篠城前

こんたく長篠



変更前ルート

変更後ルート



こんたく長篠

	<p>(3) 田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 田口から設楽町役場までの路線延長により、パーク＆ライド駐車場を確保し、利用者の利便性向上を図る。【設楽町役場バス停の新設】 <p>【変更後】</p>   <p style="text-align: right;">設楽町役場</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> — 現行ルート — 新規ルート ● 設楽町役場バス停 ● 田口バス停 </div>
--	--

現状（令和5年9月）

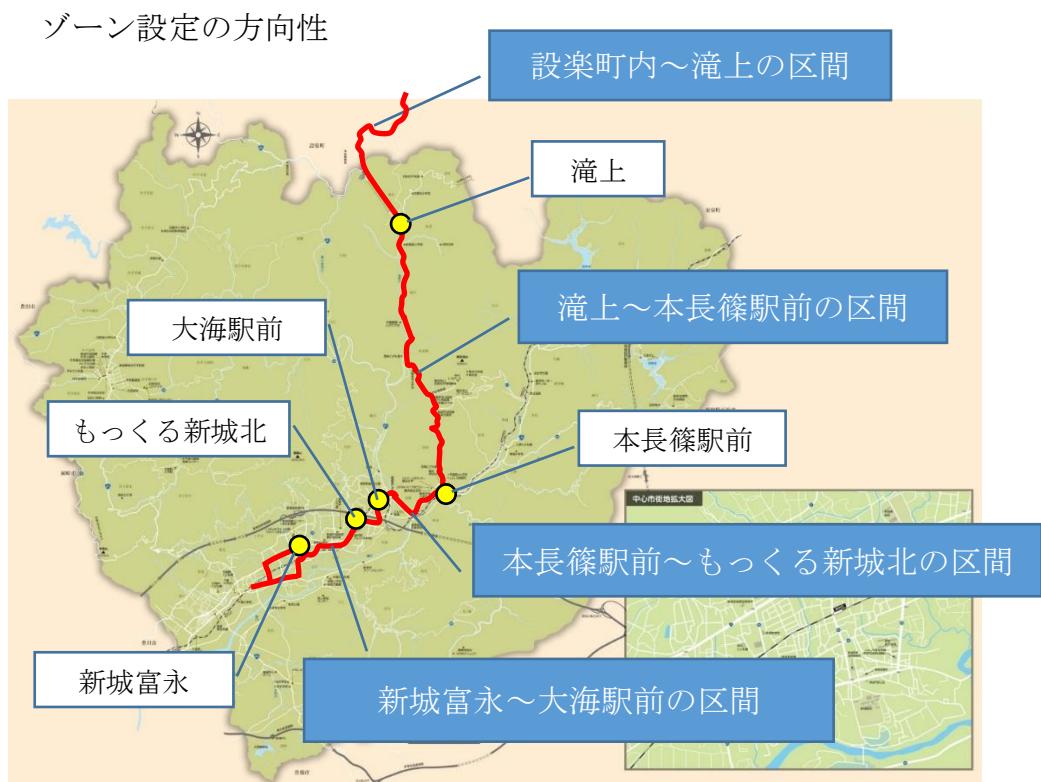
	起点	主な経由地	終点	キロ程
田口新城線1	新城市民病院	旧新城東高校、新城郵便局、本長篠駅前、滝上 ※新城有教館高校を経由しない	田口	35.6
田口新城線2	新城市民病院	新城文化会館、新城有教館高校、本長篠駅前、滝上 ※旧新城東高校を経由しない	田口	34.5
四谷千枚田新城線	新城市民病院	旧新城東高校、新城郵便局、本長篠駅前、滝上 ※新城有教館高校を経由しない	四谷千枚田口	26.6
四谷千枚田新城線	本長篠駅前	滝上	四谷千枚田口	14.6

路線の集約・再編後

	起点	主な経由地	終点	キロ程
田口新城線1	新城富永	旧新城東高校、新城郵便局、新城市民病院、新城有教館高校、有海企業団地、本長篠駅前、滝上、田口	設楽町役場	約 40.5
田口新城線2	新城富永	旧新城東高校、新城郵便局、新城市民病院、新城有教館高校、有海企業団地、本長篠駅前、滝上	田口	約 39.7
四谷千枚田新城線	田口新城線に統合	（運行がなくなる区間は、実施項目2による代替）		

実施項目 2	自家用有償旅客運送の導入（海老地区）【法2条第13号イ（3）】
実施年度	令和6年度
実施主体	新城市、地域住民（海老・四谷・連合）
事業概要	③田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 実施項目1により四谷千枚田線を廃止することによる代替交通を確保する必要がある。 海老地区には、田口新城線・四谷千枚田新城線を利用したくてもバス停までの距離が遠く、タクシーも利用しづらい地域住民の移動手段の確保が必要である。
実施内容 ・効果	<p>③田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 海老地区（海老・四谷・連合）を運行区域とした予約制区域運行の導入（新城市が自家用有償旅客運送により実施） 乗用車で地域を隈なく運行（※車両はイメージ） 田口新城線のバス停（滝上、丁塚、海老、塚島、双瀬）に接続するフィーダー系統に位置づける。

実施項目 3	利用しやすい運賃体系への見直し【法2条第13号口（1）】									
実施年度	令和6年度									
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町									
事業概要	④田口新城線にゾーン制運賃を適用									
背景・経緯	・現行の対キロ区間制の運賃が高額であり、Sバスやおでかけ北設等を利用する沿線住民との負担額に大きな格差がある。乗継ぎ利用者にとってもわかりづらい運賃体系となっている。									
実施内容 ・効果	<p>④田口新城線にゾーン制運賃を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 田口新城線沿線地区住民と新城市的Sバス及び北設樂郡のおでかけ北設運行地域の住民との運賃負担格差を是正するとともに、わかりやすく、利用しやすい運賃体系を構築する。 官民連携による運賃割引サービス等の利用促進策に活かしやすい運賃設定を行う。 <p>【現状】</p> <table> <tbody> <tr> <td>田口新城線</td> <td>田口～新城市民病院</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>新城市Sバス</td> <td>1乗車</td> <td>200円～400円</td> </tr> <tr> <td>おでかけ北設</td> <td>1乗車</td> <td>100円～500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <p style="color: red;">地域公共交通ネットワークの形成方針に即した移動効率性の向上と新城市Sバス及びおでかけ北設の運賃、生活圏等を踏まえて設定する。</p>	田口新城線	田口～新城市民病院	1,250円	新城市Sバス	1乗車	200円～400円	おでかけ北設	1乗車	100円～500円
田口新城線	田口～新城市民病院	1,250円								
新城市Sバス	1乗車	200円～400円								
おでかけ北設	1乗車	100円～500円								



ゾーン制運賃設定（案）

○新城駅から本長篠駅の区間（Aゾーン・Bゾーン）



新城駅

Aゾーン

大海駅

200円

もっくる新城北

Bゾーン

本長篠駅

200円

新城駅

AB共通

本長篠駅

300円



○本長篠駅を起点とする鳳来地区の区間（Cゾーン）

海老地区

200円

湯谷温泉もっくる新城線

200円

秋葉七滝線

200円

長篠山吉田線

200円

○田口から田峯及び市町をまたぐ区間（Dゾーン）

田峯（三都橋豊邦線）

200円

田口 ⇄ 滝上

200円

実施項目 4	バス停等の待合環境の整備【法2条第13号ハ】
実施年度	令和7年度
実施主体	新城市、設楽町、豊橋鉄道株式会社、豊鉄バス株式会社
事業概要	交通結節施設における乗降場の改善【規則9条の3 二】 ⑤バス停等の待合環境整備 旅客の乗継に関するわかりやすい情報提供【規則9条3 三】 ⑥デジタルサイネージの整備
背景・経緯	・新城市・北設楽地域における公共交通結節点は、JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設などあらゆる路線と接続する田口新城線の沿線に集中しているが、過疎地域における少ない運行本数や高速バスなどの運行の遅れに対して、安心して待つことのできる環境が十分に整っていない。
実施内容 ・効果	<p>⑤バス停等の待合環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設との結節点において、快適に待ち時間を過ごせる環境を整える。 <p>⑥デジタルサイネージの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設との接続時間等の運行情報や周辺地域観光情報などを提供できる設備整備を行う。 <p>【整備実施場所】</p> <p>(1) 田口バスターミナル</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設改修（冷暖房、Wi-Fi、勉強スペース等の整備） デジタルサイネージの設置 <p>（運行情報及び観光情報等の提供）</p>   <p style="text-align: right;">田口バスターミナル</p>

デジタルサイネージ設置場所	対象路線
道の駅もっくる新城	高速バス、新城名古屋藤が丘線、湯谷温泉もっくる新城線、田口新城線の乗継情報
本長篠バスターミナル	JR飯田線本長篠駅、長篠山吉田線、秋葉七滝線、湯谷温泉もっくる新城線、田口新城線の乗継情報
しんしろまちなみ情報センター	JR飯田線新城駅、ちさと線、東郷線、中宇利線、吉川市川線、作手線、新城名古屋藤が丘線、新豊線、田口新城線の乗継情報
田口バスターミナル	田口新城線、三都橋豊邦線、東栄設楽線、豊根設楽線、津具線、稻武線、宇連長江線の乗継情報

(2) 本長篠バスターミナル

- ・施設改修（待合スペース、公衆トイレの整備）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）
- ・JR飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの区間の相互誘導（待合案内表示等の整備）



本長篠バスターミナル

(3) 道の駅もっくる新城

- ・施設整備（待合スペース）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）



道の駅もっくる新城

(4) 新城駅前周辺

- ・施設整備（風雨防除）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）



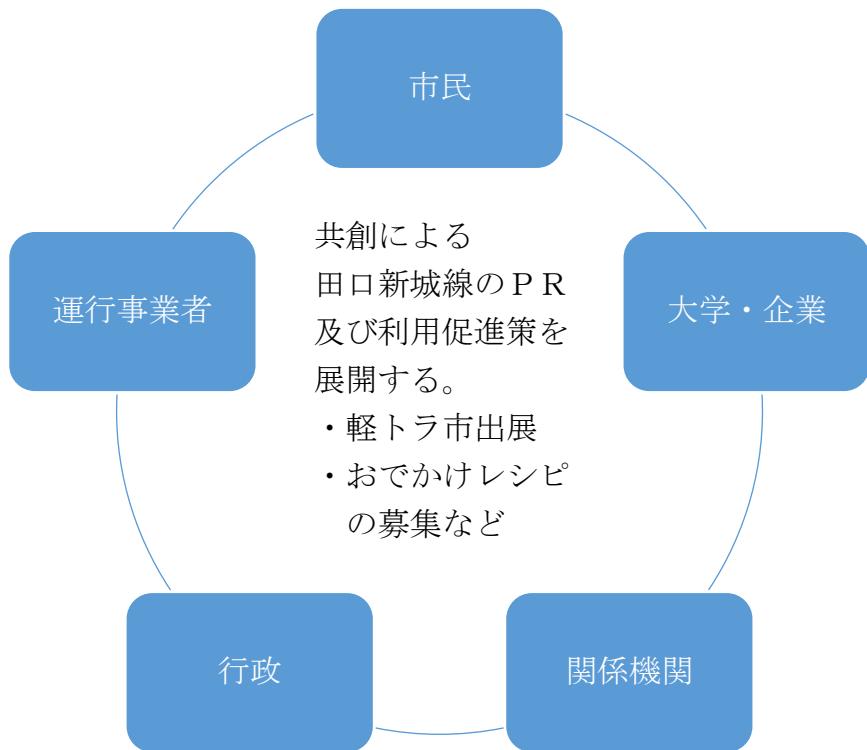
亀姫通り



新城まちなみ情報センター

実施項目 5 その他の利用促進、利便増進事業【規則9条の3 七】	
実施年度	令和6年度～
実施主体	新城市、設楽町、田口新城線応援隊（仮称）
事業概要	⑦田口新城線案内冊子の作成 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 田口新城線は、新城市及び北設楽郡の地域公共交通ネットワーク形成のために重要な路線である。 田口線の時代から、長年にわたり当該地域住民の移動を支えてきた歴史ある地域公共交通である。 地域間幹線系統として確保維持のために、これまで以上に利用促進を図る必要がある。
実施内容 ・効果	<p>田口新城線を盛り上げていくための地域主体の検討組織「田口新城線応援隊（仮称）」を中心に関係者が共創し、取り組む。</p> <p>⑦田口新城線案内冊子の作成 田口新城線の歴史やバス停ごとの穴場的スポット、珍データ等を掲載した旅案内冊子を作成する。</p> <p>⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築 おでかけレパートリーを増やしてもらうために、田口新城線を活用した多くのおでかけレシピを考案・提案する機会を創出（イベント・コンテスト等）し、おでかけレシピを集めたレシピ本を発行する。</p>

【事業実施のイメージ】



実施項目 6	上記のうち、現在実施中の事業
事業概要	⑨北設楽郡内全路線のG T F S 対応【規則9条3 三】
実施年度	令和5年度～
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> おでかけ北設においては、公共交通の情報を利用者に届ける手段の一つとして世界で普及が進んでいるG T F S 対応が進んでいないため、インターネット等での経路検索ができないなど利用者が容易に公共交通の情報を取得できない状況となっている。
実施内容 ・効果	<ul style="list-style-type: none"> 標準的なバス情報フォーマット（GTFS）に基づくオープンデータを整備・公開し、多様な主体によるバス情報の活用を促進し、バスの利用機会の創出を図る。 担当者が対応できるようにするための研修会の開催
事業概要	⑩田口新城線へのICカード導入支援【規則9条の3 四】
実施年度	令和5～6年度
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町、（豊橋市、豊川市、田原市）
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 昨今、MaaS を始めとした交通事業におけるデジタル化が急速に進む中、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う非接触方式による決済が拡大し、利用者から IC カードの導入を求める声が継続的に寄せられている。交通系 IC カード対応は地域価値の向上に繋がる他、新しい生活様式への変化に対応していく事が必要である。
実施内容 ・効果	<ul style="list-style-type: none"> 豊鉄バス株式会社による全車両を対象とした IC カード導入のため、豊鉄バス沿線 5 市町が導入に係る補助を行う。 (令和7年3月運用開始予定) 新城市…田口新城線、新豊線、新城名古屋藤が丘線、作手線、中宇利線、吉川市川線 設楽町…田口新城線、津具線  <p>全国相互利用交通系 IC カード「manaca」</p> <p>(株)エムアイシー（名古屋鉄道グループ）と(株)名古屋交通開発機構（名古屋市出資の第三セクター）が発行するサイバネ規格の IC カード乗車券で、現在、名古屋鉄道、名鉄バス、名古屋市交通局、名古屋ガイドウェイバス、愛知高速交通、豊橋鉄道が参画している。</p>

実施項目 7	上記以外の関連事業
実施年度	令和 6 年度～
事業概要	<p>⑪ J R 飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 J R 飯田線本長篠駅と本長篠バスターミナル間が 150 m 程離れており、結節がわかりづらいため、導線を考慮した案内表示等による利便性の向上を図る。</p> <p>⑫ 田口新城線の再編に伴う塩瀬線の見直し 田口新城線の運行ルートやダイヤの見直し、ゾーン制運賃の導入等に伴い、フィーダー路線である塩瀬線の利便性向上のための見直しを行い、田口新城線の利用促進を図る。</p> <p>⑬ 三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正 沿線地区へのスクールバス導入に対する対応及び商業施設オープンに合わせた利便増進のため、田口新城線と重複している区間において、三都橋豊邦線に設定されている乗降制限を解除するとともにダイヤ改正を実施し、田口新城線との相互利用による公共交通の利便性向上を図る。</p> <p>【変更前】 田口新城線との重複区間（田口バス停～田峯バス停留所）の乗降制限があるため、三都橋豊邦線の利用者は、道の駅したら及び商業施設の最寄りのバス停を利用できない。</p> <p>【変更後】 <ul style="list-style-type: none"> ・重複区間における乗降制限の解除 ・ダイヤ改正により田口新城線と三都橋豊邦線を相互利用した移動手段の拡充 </p> <p>⑭ バス路線図、時刻表の作成及び配布 新城市・北設楽郡の地域公共交通路線図及び時刻表を掲載した地域公共交通マップを作成、配布</p> <p>⑮ 連携による各種イベントの開催 さわやかウォーキングなど飯田線から田口新城線に乗り継ぎ、バス停を拠点にスタートするウォーキング大会の実施</p>
実施主体	新城市、設楽町、豊鉄バス株式会社

(8) 地方公共団体による支援の内容

利便増進事業に対する支援内容について、以下に示す。

① 運行費の補助

新城市及び北設楽郡の公共交通網を確保維持していくため、交通事業者に対して運行事業費の支援を行う。

② 利用促進の取り組みの支援

・利便増進事業について、住民への情報発信を行い、利用促進の効果を高める働きかけを行う。

- ・利用者や潜在的利用者、地域の施設、学校、企業等に対するモビリティ・マネジメントを行う。
- ・地域住民が主体となって実施する利便性向上や利用促進等の取り組みを支援する。

(9) 事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画期間中における利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

令和6年度

単位：千円

項目	総事業費	内訳	調達方法	
路線の集約・再編 運賃体系への見直し	68,322	6,970	国	地域間幹線補助
		6,970	愛知県	生活交通路線維持費補助
		31,145	新城市	バス路線維持費補助
		9,529	設楽町	バス路線維持費補助
		13,708	豊鉄バス	

令和7年度

単位：千円

項目	総事業費	内訳	調達方法	
路線の集約・再編 運賃体系への見直し	102,320	20,954	国	地域間幹線補助
		20,954	愛知県	生活交通路線維持費補助
		46,258	新城市	バス路線維持費補助
		14,154	設楽町	バス路線維持費補助
自家用有償旅客運送 の導入（海老地区）	8,807	4,403	国	フィーダー補助
		4,404	新城市	運行・予約受付業務委託
待合環境の整備 ・田口B T	4,259	2,129	国	社会资本整備総合交付金
		2,130	設楽町	
		1,750	国	社会资本整備総合交付金
待合環境の整備 ・本長篠B T	3,500	875	新城市	
		875	豊橋鉄道	公衆トイレ負担分
		9,817	国	社会资本整備総合交付金
待合環境の整備 ・道の駅もっくる新城	19,635	9,818	新城市	
		826	国	訪日外国人受入整備補助
		1,654	新城市	
デジタルサイネージ の整備	2,480		設楽町	
		1,000	国	利便増進計画推進事業補助
		500	新城市	
その他の利便増進事業	2,000	500	北設楽郡	

令和8年度

単位：千円

項目	総事業費	内訳	調達方法	
待合環境の整備 ・亀姫通り	2,000	1,000	国	社会资本整備総合交付金
		1,000	新城市	

3/7 現在の金額

(10) 事業の効果

①利便増進事業の実施による効果

利便増進事業の実施による効果を整理する。

実施項目	事業の効果
1. 田口新城線の路線の集約・再編 3. 利用しやすい運賃体系への見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 北部線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 こんたく長篠バス停の設置により利用者のおでかけの幅が広がる。 高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。
2. 自家用有償旅客運送の導入 (海老地区)	<ul style="list-style-type: none"> 田口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 区域内を隈なく運行することで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。
4. バス停等の待合環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> バスの待つことへの負担を軽減させる。 待ち時間が明確になり、時間を利用できる。
5. その他の利用促進・利便増進事業	<ul style="list-style-type: none"> 田口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 田口新城線の利用促進 新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 バス利用観光客の確保

②地域公共交通計画の目標に対する寄与

利便増進事業の実施により新城市地域公共交通計画及び北設楽郡地域公共交通計画に掲げる成果指標の達成にも寄与する。

【新城市地域公共交通計画】

利便増進実施計画の着実な実施を見据え、計画期間を令和10年度まで延長したため、令和7年度の時点で令和8年度目標値を踏まえた本計画の達成状況を評価し、計画最終年度の目標値を設定する。

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

	現状 (R3)		目標 (R8)	目標 (R10)
豊鉄バス田口新城線利用者数	39,618人	➡	49,512人	➡ 設定

※数値は、10月～9月の合計値。

Sバス利用者数の維持

	現状 (R3)		目標 (R8)	目標 (R10)
Sバス利用者数 (小中学生の通学を除く。)	87,158人	➡	現状維持	➡ 設定

※現状 (R3) 数値は、令和2年10月～令和3年9月の合計値。

【北設楽郡地域公共交通計画】

目標	評価指標	目標値
高校の卒業まで安心して通学できる	高校生自宅通学率	現状以上
郡外からの来訪者や新たな利用者の確保	田口新城線の定期外利用者数	現状以上

(11) その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項

一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更

・田口新城線の路線分別

現状では、本長篠から新城市民病院までの区間の利用者が少ないとから、本計画により運行ルートの変更（新城市中心市街地の循環ルート及び有海企業団地への乗入れ等）により利用者の増加を図ることとしているが、結果として路線全体の輸送量増加につながっていない場合には、当該区間を切り離した上で地域間幹線として存続を図ることも検討する必要がある。